新旧対照表

新	旧
秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用	**秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用**
秋田県週休２日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。	秋田県週休２日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。
要綱第２条関係（定義）　（略）	要綱第２条関係（定義）　（略）
要綱第３条関係（休日） １　（略） ２　要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。 ①休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。 ②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日が属する週の前後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても完全週休２日と認める。 ③②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の前後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。	要綱第３条関係（休日） １　（略） ２　要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。 ①休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。 ②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日＿＿＿＿＿の前後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても完全週休２日と認める。 ③振替休日をさらに振替することは認めないものとする。
要綱第４条関係（モデル工事の指定等） １　次の工事については、当面の間、対象外とする。 （１）災害復旧工事 （２）空港土木請負積算基準における維持工事 （３）工程上の制約がある工事 ２　発注者は、対象工事契約後、都度、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。 ３　その他の取り扱いは、以下のとおりとする。 （削除） ①発注概要書に別紙１のとおり記載するものとする。 ②特記仕様書及び現場説明書に別紙２のとおり記載するものとする。 （削除） ４　（略）	要綱第４条関係（モデル工事の指定等） １　災害復旧工事については、当面の間、対象外とする。 （１）～（３）（追加） ２　発注者は、実施する工事が決定した際には、都度、技術管理課へ報告するものとする。 ３　その他の取り扱いは、以下のとおりとする。 （１）発注者指定型 ①発注概要書に別紙１のとおり記載するものとする。 ②特記仕様書及び現場説明書に別紙２のとおり記載するものとする。 （２）受注者希望型 ①特記仕様書及び現場説明書に別紙２のとおり記載するものとする。 ②発注者は、受注者と施工計画書の提出前に協議を行い、週休２日の実施を判断するものとする。 ４　（略）
要綱第５条関係（工事成績評定） 「受注者の責によらない理由」とは、特殊な事情により工事完成を優先させたもの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるものとする。	（追加）
要綱第６条関係（工期変更）　（略）	要綱第６条関係（工期変更）　（略）
要綱第７条関係（工事費の積算） （土木工事における工事費の積算） １　土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （削除）	要綱第７条関係（工事費の積算） （土木工事における工事費の積算） １　土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）発注者指定型とするの場合

（１）発注時 ４週８休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。 （２）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。 （削除）	①発注時 ４週８休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。 ②精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。 （２）受注者希望型の場合 ①発注時 直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。 ②精算変更時 工期内において４週６休以上の現場閉所を達成した場合は、達成状況に応じて補正する。
（３）～（４）　（略）	（３）～（４）　（略）
（港湾工事における工事費の積算） ２　港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （削除） （１）発注時 ４週８休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。 （２）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合、補正分を減額変更する。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表３による。 （４）市場単価の補正係数は別表４による。 （５）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。 経費のイメージ 直接工事費　　間接工事費 ①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正）　①＞②：港湾基準の間接費率 ②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）　①＜②：土木基準の間接費率 （３）　（削除）	（港湾工事における工事費の積算） ２　港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）受注者希望型のみを対象とする。 ①発注時 当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。 ②精算変更時 工期内において４週８休以上の現場閉所を達成した場合は、別表３の補正係数を乗じるものとする。 （３）　（追加） （４）　（追加） （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。 経費のイメージ 直接工事費　　間接工事費 ①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正）　①＞②：港湾基準の間接費率 ②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）　①＜②：土木基準の間接費率 （３）４週８休以上の現場閉所を達成した場合、港湾工事市場単価を適用する工事について、港湾工事市場単価工種毎に設定された、別表４の補正係数を、標準市場単価（施工規模等補正後）に乗じるものとする。
（空港工事における工事費の積算） ３　空港土木請負積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （削除） （１）発注時 ４週８休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。 （２）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表５による。 （４）市場単価の補正係数は別表２による。 （５）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。	（空港土木請負積算基準を適用する工事における工事費の積算） ３　空港土木請負積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）受注者希望型のみを対象とする。また、維持工事は対象外とする。 ①発注時 当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。 ②精算変更時 工期内において４週６休以上の現場閉所を達成した場合は、閉所状況に応じて別表５の補正係数を乗じるものとする。 （追加） （追加） （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。

４　空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （１）「秋田県週休２日制モデル工事に関する営繕課運用」によるものとする。 （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。	（追加）
要綱第９条関係（その他） １　余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ｉ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。 ２　発注者は、施工計画書及び実施工程表について、４週８休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 ３　各種参考様式（別紙３～４）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。 ４　発注者は、受注者に対し、別紙４を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。 （削除）	要綱９条関係（その他） １　余裕を持った工期設定を行い、少なくとも標準工期を下回る工期設定は行わないものとする。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ｉ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。 ２　発注者は、施工計画書及び実施工程表について、４週８休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 ３　各種参考様式（別紙３～５）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。 ４　発注者は、受注者に対し、別紙４を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。 ５　受発注者は別紙５のアンケートを記入し、監督職員がまとめて技術管理課に提出するものとする。
附　則 この運用は、平成２９年５月３０日から施行する。 附　則（平成３０年３月２７日技管－９９７　一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附　則（平成３０年１０月１５日技管－５１４　一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附　則（令和元年６月７日技管－１６９　一部改正） この運用は、令和元年７月１日から施行する。 附　則（令和２年３月１３日技管－７３３　一部改正） １　この運用は、令和２年４月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和２年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附　則（令和２年９月８日技管－２９９　一部改正） １　この運用は、令和２年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和２年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附　則（令和３年３月１１日技管－５８４　一部改正） この運用は、令和３年４月１日から施行する。 附　則（令和３年６月７日技管－１６１　一部改正） この運用は、令和３年７月１日から施行する。 附　則（令和３年９月９日技管－３４１　一部改正） この運用は、令和３年１０月１日から施行する。 附　則（令和４年３月１日技管－６９３　一部改正） この運用は、令和４年４月１日から施行する。	附　則 この運用は、平成２９年５月３０日から施行する。 附　則（平成３０年３月２７日技管－９９７　一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附　則（平成３０年１０月１５日技管－５１４　一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附　則（令和元年６月７日技管－１６９　一部改正） この運用は、令和元年７月１日から施行する。 附　則（令和２年３月１３日技管－７３３　一部改正） １　この運用は、令和２年４月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和２年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附　則（令和２年９月８日技管－２９９　一部改正） １　この運用は、令和２年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和２年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附　則（令和３年３月１１日技管－５８４　一部改正） この運用は、令和３年４月１日から施行する。 附　則（令和３年６月７日技管－１６１　一部改正） この運用は、令和３年７月１日から施行する。 附　則（令和３年９月９日技管－３４１　一部改正） この運用は、令和３年１０月１日から施行する。

（記載例） … 週休２日制モデル工事

別紙１

モデル工事の場合、使用する公告文例の「A.入札参加資格等」の「その他事項」に下記内容を記載する。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号	
工事名	
工事場所	
予定工期	
工事概要	
予定価格	円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札参加資格要件	
その他の事項	・本工事は秋田県週休２日制モデル工事である。 ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。

別紙２

特　記　仕　様　書

第1編　共通編

第１章　総則

項　　目（節）	内　　容
週休２日制モデル工事	・ モデル工事の実施については、「秋田県週休２日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

10 その他	
その他条件 (週休２日制モデル工事)	港湾・漁港工事以外の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。４週６休に満たない場合は補正は行いません。 港湾・漁港工事の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において４週８休に満たない場合は補正は行いません。

（記載例） … 週休２日制モデル工事（発注者指定型）

別紙１

モデル工事の場合、使用する公告文例の「A.入札参加資格等」の「その他事項」に下記内容を記載する。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号	
工事名	
工事場所	
予定工期	
工事概要	
予定価格	円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札参加資格要件	
その他の事項	・本工事は秋田県週休２日制モデル工事である。 ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。

別紙２

特　記　仕　様　書

第1編　共通編

第１章　総則

項　　目（節）	条件	内　　容
週休２日制モデル工事の対象	● 発注者指定型 受注者希望型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・ モデル工事の実施については、「秋田県週休２日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。 (受注者希望型) ・ 本工事は、秋田県週休２日制モデル工事（受注者希望型）であるため、週休２日の実施を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行い、週休２日の実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。

現場説明書（条件明示）

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

10 その他		
その他条件 (週休２日制モデル工事)	● 発注者指定型 受注者希望型	(発注者指定型) ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に４週８休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において４週８休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。４週６休に満たない場合は補正は行いません。 (受注者希望型) ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 工期内において４週６休以上の現場閉所が認められた場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費及び市場単価に補正を実施します。